

○山梨県警察法令審査委員会に関する訓令

平成9年7月29日

本部訓令第12号

改正 平成13年3月本部訓令第1号

平成15年3月本部訓令第2号

平成30年3月本部訓令第7号

(設置)

第1条 山梨県警察に関する条例等の制定、改正、廃止等について適正な処理を図るため、山梨県警察本部に山梨県警察法令審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事案を審査する。

(1) 山梨県警察に関する条例、公安委員会規則、同規程、同告示及び訓令（以下「法令」という。）の制定、改正及び廃止に関すること。

(2) その他警察本部長が特に必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、警務部長を充てる。

3 委員は、次の職にある者を充てる。

(1) 総務室会計課長

(2) 警務部警務課長

(3) 警務部警務課企画室長

4 委員長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を委員として指名することができる。

5 委員会の事務は、警務部警務課において行う。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、警務部警務課長である委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 第2条各号に掲げる事案（以下「事案」という。）の審査は、会議により行うも

のとする。

- 2 会議は、必要に応じその都度委員長が招集する。
- 3 会議は、委員長及び半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(軽易な事案等の審査)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が軽易な事案又は急を要する事案と認められたものの審査は、持回り又は委員長が定める方法により行うことができる。

(事前審査)

第7条 警務部警務課長は、事案について、あらかじめ会議に付するため必要な審査（以下「事前審査」という。）を行うものとする。

- 2 事案を主管する所属の長（以下「主管課長」という。）は、事前審査を受けようとするときは、事案の案文のほか、当該事案の審査に必要な資料を警務部警務課長に提出しなければならない。
- 3 事前審査の手續については、別に定める。

(主管課長等の出席)

第8条 事案を会議に付した主管課長は、当該会議に出席し、制定趣旨等を説明しなければならない。

- 2 委員長は、審査のため必要があると認めた場合は、付議した事案の関係者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月8日本部訓令第1号）

この訓令は、平成13年3月10日から施行する。

附 則（平成15年3月6日本部訓令第2号）

この訓令は、平成15年3月11日から施行する。

附 則（平成30年3月14日本部訓令第7号）

この訓令は、平成30年3月15日から施行する。